

ふらくさべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ

# 「部落差別の解消の推進に関する法律」

2016(平成28)年12月16日施行

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としており、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、相談体制の充実や教育及び啓発の推進、部落差別の解消の実現に係る調査を行うこととしています。

## 同和問題について

同和問題は、歴史的な発展過程で形づくられた日本固有の重大な人権問題です。「同和地区」、「被差別部落」となどと呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を妨害されたり、就職や日常生活の上で様々な差別を受けたりする問題が、現在においてもなお存在しています。

## 同和問題について正しい理解を

同和問題について、差別の歴史や現状を正しく学べば、差別の理不尽さに気づくことができます。正しい知識がないと、人から誤った知識を植え付けられ、あなた自身が更なる差別を生み出す可能性があります。差別するつもりがなかったとしても、学ばなければどんな言動が差別に当たるかわかりません。差別は突然現れ、人の心をひどく傷つけます。正しい知識を身につけましょう。

## 同和問題の解決のために

私たちは、「差別はいけないことだ」ということはよく知っています。しかし、それだけでは部落差別はなくなりません。

まったくいわれないこのような差別を解消するためには、まず私たち一人ひとりがその差別がどんなに不合理であるかを自らに問いかけ、自らの意識を見つめ直すことが必要です。

差別ほど人の心を傷つけるものはありません。何気なく発したつもりの言葉であっても、それにヨッてはかりしれない心の痛みを覚える人がいることを決して忘れないようにしましょう。

# 部落差別の解消の推進に関する法律

平成二十八年法律第百九号

## (目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目指として、行われなければならない。

## (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## (相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

## (教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

## (部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。